

所沢管理事務所管内 協議用資料作成業務

特記仕様書

令和8年8月

東日本高速道路株式会社
関東支社 所沢管理事務所

第1章 総則

1-1 調査等概要

1-1-1 調査等業務名 所沢管理事務所管内 協議用資料作成業務

1-1-2 路線名 (1) 関越自動車道
(2) 首都圏中央連絡自動車道

1-1-3 施行箇所 (1) 自) 東京都練馬区三原台
至) 埼玉県本庄市児玉町下浅見
(2) 自) 東京都あきる野市牛沼
至) 埼玉県川島町大字平沼

1-1-4 主な履行内容

項目	数量	単位	備考
協議用資料作成	65	枚	
図面修正	15	枚	
設計打合せ	1	式	

1-2 適用する共通仕様書

契約書第1条に規定する「調査等共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)は、令和8年7月版とする。

1-3 テクリスへの登録

本業務は、「調査等における余裕期間制度」を適用しており、共通仕様書1-1-2-4「テクリスへ登録」の規定によらず、以下のとおりとする。

受注者は、受注時または変更時において請負金額が100万円以上の調査等について、業務実績情報システム(以下「テクリス」という。)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員宛に電子メールを送信し、監督員の確認を受けた上で、以下の期限までに登録機関に登録申請しなければならない。ただし、登録期限には、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日(以下「休日等」という。)及び共通仕様書1-3「日数等の解釈」に規定する日数は含まない。

- (1) 受注時は、受注者が設定した業務の始期から15日以内
- (2) 登録内容の変更時は、変更があった日の翌日から15日以内
- (3) 完了時は、完了届提出日の翌日から15日以内

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、テクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が15日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

当該業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札」にチェックした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合についても同様に、テクリスから受注

者にメールを送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。なお、テクリス登録に要する費用は受注者の負担とする。

1－4 履行期間

本業務は、共通仕様書 1－13 「着手日等」の規定によらず、受注者の円滑な業務執行体制の確保を図るため、事前に技術者確保等の準備を行うことができる全体履行期間及び余裕期間を設定した業務であり、発注者が示した全体履行期間内（業務完了期限までの間）で、受注者が業務の始期（業務着手日）及び終期（業務完了日）を任意に設定することができる。なお、契約上の履行期間は、契約保証取得の日の翌日から受注者が設定した業務の終期までの期間とする。

余裕期間内は、管理技術者、照査技術者又は現場作業責任者を設置することを要しない。また、業務着手以外の業務のための準備を行うことができるが、現地踏査や打合せを行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

受注者は、落札者決定から 10 日以内に、履行期間通知書（様式－1）により、業務の始期及び終期を発注者へ通知しなければならない。

余裕期間（業務着手期限）：契約保証取得の日の翌日から 90 日間（まで）

全体履行期間（業務完了期限）：契約保証取得の日の翌日から 360 日間（まで）

※全体履行期間は余裕期間を含む日数

1－5 資料の貸与

共通仕様書 1－15－1 及び 5－2－3 「資料の貸与」に基づく貸与資料は、下表のとおりとする。なお、履行期間中業務においては貸与予定日であり、変更がある場合は別途監督員より通知する。

貸与資料	調査等業務名 ／工事名	貸与予定日	備考
平面図 （関越道・圏央道）	完成図	契約締結後貸与 その都度	紙及び電子データ
橋梁一般図 （業務対象となる橋梁）	－	契約締結後貸与 その都度	紙及び電子データ
インターチェンジ・休憩施設平面図 （業務対象となる施設）	－	契約締結後貸与 その都度	紙及び電子データ
インターチェンジ・休憩施設管理区分図 （業務対象となる施設）	－	契約締結後貸与 その都度	紙及び電子データ

1-6 部分使用

1-6-1 部分使用の範囲

共通仕様書 1-36 「部分使用」の規定に基づき部分使用を請求する内容及び使用時期は下表のとおりとする。

項目	使用箇所	使用開始時期	使用理由
協議用資料作成	協議用資料の電子データ	完成の都度	社内用の協議資料及び別途工事の変更資料に使用するため
図面修正	図面データ	完成の都度	別途工事の工法変更資料に使用するため

1-6-2 部分使用検査の実施方法

本業務における部分使用検査は、共通仕様書 1-36-2 及び 1-36-3 の規定によらず、下記のとおり実施するものとする。

監督員は、本特記仕様書 1-6-1 の範囲に基づく部分使用の必要が生じたときは、当該調査等目的物の出来形の検査を行うものとする。この場合において、受注者は当該調査等目的物の成果品一覧表及び CD-R（または DVD-R）を作成し、監督員に提出するものとする。この場合、受注者の検査への立会いは要しないものとする。

監督員からの部分使用の請求（協議）及び受注者の同意については、調査等指示簿（様式-2）により行うものとする。

1-7 配置技術者の経験及び資格

本業務の管理技術者、現場作業責任者及び照査技術者（以下「配置技術者」という。）に求める経験及び資格は共通仕様書 1-7、1-8、1-9 によらず、入札公告（説明書）、見積方依頼書、基本契約条件書のいずれか（以下「入札公告等」という。）に示すとおりとする。なお、入札公告等に記載のない技術者は配置する必要がない。

1-8 配置技術者

共通仕様書 1-11 の規定によらず、次のとおりとする。

入札前に競争参加資格申請書、参加表明書または技術提案書（以下「参加表明書等」という。）を発注者に提出した調査等に当たっては、管理技術者、現場作業責任者または照査技術者は、参加表明書等の「配置予定管理技術者、照査技術者又は現場作業責任者の経験及び能力の資格・実績等、成績等の記載欄」に記載した者を原則として契約期間中配置しなければならない。なお、死亡、傷病、退職、出産、育児等やむを得ない理由により、配置することが困難となった場合は、その理由及び別に配置する技術者の氏名、資格及び業務経験等を記載した書面を付して監督員の承諾を得なければならない。なお、監督員の承諾を得て新たに配置する技術者は、原則として下記の要件を満足する者でなければならない。

- （1）当該業務の入札公告等に示す「管理技術者、現場作業責任者、または照査技術者に求めた資格及び業務経験」と同等以上の資格及び業務経験を有する者。ただし、入札手続にプロ

- ポーザル方式及び総合評価落札方式が適用された調査等に当たっては、参加表明書等に記載した各配置予定技術者について、評価結果と同等以上の資格及び業務経験を有する者。
- (2) 手持ち業務が当該業務の入札公告等で示されている場合は、手持ち業務件数及び金額を超えない者。

1－9 調査等打合簿の作成及び提出について

受注者による共通仕様書 1－2 2 「打合せ」に規定する調査等打合簿の監督員への提出は、打合せ後 7 日以内（休日等を除く）に監督員に提出するものとする。

また、監督員は受注者より提出のあった調査等打合簿を受領後 7 日以内（休日等を除く）に受注者へ返送するものとする。

1－10 成果品

共通仕様書 1－4 5－1 「成果品」によらず下記の通りとする。

- (1) 受注者は、業務完了届提出の概ね 30 日前までに、成果品をとりまとめた上で調査等打合せ簿にて監督員へ報告するものとする。
- (2) 成果品は、設計図書及び監督員の指示に従って作成し、提出しなければならない。
- (3) 報告書等の成果品の作成に当たっては、各章各節によるほか、将来の安全や維持管理の観点から、道路の計画・設計・施工・維持管理など（当該調査等以降に実施される業務）に配慮すべき事項について整理し、とりまとめるものとする。なお、これに要する費用については、関連項目に含むものとする。

1－11 三者協議会について

本業務の成果による発注工事（以下「予定工事」という。）において発注者及び受注者並びに予定工事の受注者が協同して、設計の理念及び意図に関わる理解を深め、適切な工事目的物の完成に資するよう技術情報の確認及び交換を行うことを目的として「予定工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議」（以下「三者協議会」という。）を開催する場合がある。

三者協議会の実施は、本調査等業務の受渡し後に別途発注者及び受注者並びに予定工事の受注者との協定を結ぶものとする。受注者の三者協議会の参加に要する費用については、協定書によるものとする。なお、本条項の記載により受注者の三者協議会への参加を義務付けるものではない。

1－12 ウィークリースタンスの取組み

ウィークリースタンスの取組みとは、受発注者間における仕事の進め方として、一週間における受発注者間相互のルールや約束事、スタンスを目標として定め、計画的に業務を履行することにより、業務環境等を改善し、より一層魅力ある仕事、職場の創造に努めることを目的とした取組みであり、本業務において積極的に取組むこととする。

取組み内容は、契約締結後の打合せにおいて監督員と受注者との協議の上実施する取組み事項を定め、工事打合簿を作成し相互に確認するものとする。

あらかじめ定めた取組み事項を実施できない事象が生じた場合の取扱いについては、その都度監督員と受注者と協議の上定めるものとする。

第2章 業務細部に関する事項

2-1 業務の内容

本業務は、所沢管理事務所にて使用する協議用資料の作成及び工事实施に必要な図面作成を行うものである。なお、協議用資料作成については、共通仕様書5-5「附帯工設計」を適用するものとし、図面修正については、共通仕様書5-11-1「図面修正」を適用するものとする。

2-2 協議用資料作成

2-2-1 定義

協議用資料作成とは、文書作成ソフト、表計算作成ソフト、プレゼンテーションソフト及び設計支援ソフトを使用し、監督員から提供された資料、図面及び写真等について取り纏めや工法等の比較検討を行い、外部用・社内用の協議資料及び別途発注工事の工法変更用資料を作成することをいう。なお、作成する資料は下表のとおりとし、詳細については監督員が指示するものとし、枚数および作業内容に変更がある場合は、別途監督員と協議するものとする。

項目	作成内訳	成果品の規格	枚数	備考
協議用資料作成 A	設計協議用図面作成（複雑）	A3版サイズ カラー	52枚	電子データを部分使用
協議用資料作成 B	設計協議用図面作成（普通）	A3版サイズ カラー	13枚	電子データを部分使用

2-2-2 作成方法

協議用資料作成においては、受注者は、監督員からの提示された作成内容（作成方針）及び提供された資料、図面及び写真等を用い、原案を作成するものとする。

監督員は、必要に応じて受注者から提出された原案を基に追加内容や修正箇所について指示を行い、受注者は指示に基づき資料を修正のうえ、監督員に電子メール等を用いて電子データにより提出するものとする。

2-2-3 部分使用

協議用資料作成の部分使用時における成果品については、作業指示ごとに電子データにより提出し、監督員の確認を受けた後、CD-R（またはDVD-R）に保管するとともに「協議用資料作成 成果品一覧表（様式-3）」と合わせて、監督員に提出するものとする。

2-3 図面修正

2-3-1 定義

図面修正とは、共通仕様書 5-1 1-1 「図面修正」に基づき設計成果品の修正を行うことをいう。なお、作成する資料は下表のとおりとし、詳細については監督員が指示するものとする。

枚数および作業内容に変更がある場合は、別途監督員と協議するものとする。

項目	修正内訳	数量	備考
図面修正 A 1	図面修正 A 図面修正率：10%未満 難易度：比較的複雑な図面	1 枚	
図面修正 A 2	図面修正 A 図面修正率：10%未満 難易度：比較的簡易な図面	1 枚	
図面修正 B 1	図面修正 B 図面修正率：30%未満 難易度：比較的複雑な図面	1 枚	
図面修正 B 2	図面修正 B 図面修正率：30%未満 難易度：比較的簡易な図面	9 枚	
図面修正 C 1	図面修正 C 図面修正率：50%未満 難易度：比較的複雑な図面	1 枚	
図面修正 C 2	図面修正 C 図面修正率：50%未満 難易度：比較的簡易な図面	2 枚	

2-3-2 作成方法

図面修正においては、受注者は、監督員からの提示された修正内容（修正方針）及び提供された資料等を用い、修正原案を作成するものとする。

監督員は、必要に応じて受注者から提出された原案を基に追加内容や修正箇所について指示を行い、受注者は指示に基づき資料を修正のうえ、監督員に電子メール等を用いて電子データにより提出するものとする。

2-3-3 部分使用時における成果品

図面修正の部分使用時における成果品については、作業指示ごとに電子データにより提出し、監督員の確認を受けた後、CD-R（またはDVD-R）に保管するとともに、「図面修正 成果品一覧表（様式-4）」と合わせて、監督員に提出するものとする。

2-4 打合せ

本業務における打合せは業務内容確認検査を含め計5回とし、検測数量は1式とする。

監督員の指示により打合せ回数が増減した場合はその費用については別途協議を行う。

種別		回数	編成(1回あたり)	
			技師A	技師B
当初		1	-	1
中間	協議用資料作成	3	-	1
	図面修正			
業務内容確認検査		1	-	1

2-5 成果品

本業務の成果品は、下表のとおりとする。

設計種別・項目	成果品項目	出力用紙の大きさ	提出部数	備考
作業計画書	作業計画書	A 4	1	製本
協議用資料作成	協議用資料作成 成果品一覧表	A 4	1	製本 (※)
	協議用資料作成	A 3 版カラー	—	
図面修正	図面修正 成果品一覧表	A 4	1	製本 (※)
	図面修正資料	A 3 版カラー	—	

※製本は、成果品一覧表及び電子データを格納したCD-R（またはDVD-R）について行うものとする。

2-6 補足事項

本業務の遂行にあたり、修正設計・資料作成業務等を追加する場合がある。

これに要する費用は別途協議して定めるものとする。

以 上

様式-1

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 関東支社
支社長 殿

住所
会社名
代表者

履行期間通知書

調査等名

標記について、発注者が示した全体履行期間内において業務の始期と終期を設定しましたので、通知します。

記

1. 契約保証取得の日

令和 年 月 日

2-1. 発注者が設定した全体履行期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)

(1. 契約保証取得の日の翌日)

2-2. 発注者が設定した余裕期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)

(1. 契約保証取得の日の翌日)

3-1. 受注者が設定した業務の始期

令和 年 月 日

3-2. 受注者が設定した業務の終期

令和 年 月 日

3-3. 契約上の履行期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)

(1. 契約保証取得の日の翌日) (3-2. 受注者が設定した業務の終期)

調 査 等 指 示 簿

調査等名）_____

令和 年 月 日

No. _____

監督員	印	主任補助監督員	印	補助監督員	印
下記のとおり指示する。					
なお、本件は別途変更契約を締結する。					
(指示内容)					
例) 技術検討資料作成について資料作成（Ａ３版サイズ）１０枚を指示する。					
完了後は、その成果品について部分使用を請求する。					
以上による請負金額変更協議対象の有無			有 ・ 無		
以上による履行期間変更協議の対象の有無			有 ・ 無		
上記の指示書を受領し、部分使用に同意します。			管理技術者（現場作業責任者）		印

（注１）電子メールによる伝達とする。

（注２）電子メールの場合、受領者は受領欄に署名、捺印したうえで、発議者に電子メールで返送のうえ、保管するものとする。

（注３）変更契約の記載について、該当しない場合は取消し線により削除すること

【成果品一覧（様式）】

調査等業務名

協議用資料作成 成果品一覧表（様式－3）

項目	内容	数量	指示日	納品日	備考
					適・否
					適・否
					適・否

発注者使用欄：部分使用検査実施日 年 月 日 実施者 印

調査等業務名

図面修正 成果品一覧表（様式－4）

項目	内容	数量	指示日	納品日	備考
					適・否
					適・否
					適・否

発注者使用欄：部分使用検査実施日 年 月 日 実施者 印